

2019年5月16日

超党派フリースクール等議員連盟

会長 河村建夫 殿

夜間中学等義務教育拡充議員連盟

会長 馳 浩 殿

NPO 法人フリースクール全国ネットワーク 代表理事
多様な学び保障法を実現する会 共同代表

奥地 圭子

合同議員連盟総会開催に際し、下記の要望をいたします。

【法の施行状況に関すること】

1. 法成立後、学校復帰のみを前提とする不登校施策に関する諸通知の文言を洗い出し、法の基本指針に統一して矛盾のないようにすることを再三要望してきた。また、2018年7月11日合同議連総会では文科省自身からそれを行うとの説明があり、同年12月3日、2019年3月15日でも要望したが、未だに統一されていない。法にそって早期に作業を進めることを強く求める。
2. また、最も感じるのは、普通教育機会確保法と法の趣旨の周知不足である。私達もフリースクールや親の会を通して周知に努力しているが、国、地方自治体は、教育委員会、学校、地域の人々に、もっと周知をしていってほしい。これは命にかかわることでもあり、学校が苦しい子にとっての自死も防げるかもしれない。法成立後、教育委員会は、どのような取り組みをしたか、この度報告された調査結果も基に、周知への取り組みを強めてほしい。

【条文・制度の見直しに関すること】

3. 法成立後2年の変化の中で、フリースクールにやってくる小中学生、なかんづく小学生が増えている。これは長期に学校外で育つ子が増えていることであり、若い保護者層のニーズに応える必要があることを示している就学前の子どもの経済支援は進みつつあるが、憲法で「無償」とされている義務教育の段階での、不登校等の子どもへの経済支援は進んでいない。附則2にあるように、速やかに経済支援の具体化をするべきである。
4. 各地のフリースクールは、公費支援のない中で、自前で苦勞しながら運営しているが、法第6条にあるように、国、地方自治体は、財政措置を検討し、示してほしい。フリー

スクール等への公的支援への道すじをつけるため、まず「不登校等支援交付金」または「教育機会確保支援交付金」等、具体的支援がなされるようにしてほしい。

5. 学校外の学びの重要性が法第 13 条に明記されたが、学校外で実質学んでいても、親の就学義務の関係上、フリースクールと学校の二重籍問題は解決しない。このため、子ども・保護者の負担感はもちろん、学校の負担感も大きい。学校外の学びを希望する子どもの親に対し、たとえば馳座長試案にあったような何らかの方策(ex.“個別学習計画”)が取れるよう、附則 3 に則って改定をのぞみたい。
6. 先回 12 月 17 日合同会議にも提案しているが、子どもの実態に応じた教育機会確保のため、次の 2 つの調査を実施する必要がある。
 - i) 不登校児童生徒のうち、登校 10 日以下が 11%にのぼるが、ほとんど通っていないこれらの子ども達の家庭に対するニーズ調査
 - ii) 外国籍の学齢期の子どもの不登校、不就学の状況と子どもの教育機会確保の状況についての実態調査
7. 法第 10 条では、教育課程特例校の整備・充実が謳われているが、公立設置の場合は、国の支援が示されていても、私立には一切支援施策がない。まずは、モデル事業からでも着手してほしい。また、特例校設置の際の学校設置基準の緩和を行ってほしい。
8. 法の条文上の文言の見直しを次の点で行ってほしい。
 - i) 第 6 条、第 10 条、第 11 条の「講ずるよう努めるものとする」を「講ずるものとする」に変更
 - ii) 第 11 条の「公立の教育施策」の「公立」を削除
 - iii) 第 11 条、第 13 条の「不登校児童生徒」を「不登校児童生徒等」とする